

令和4年9月29日発信

生しいたけの原産地表示に係る留意事項について

この度、農林水産省（林野庁）から、生しいたけの原産地表示の厳格化が10月1日より正式にスタートした旨の通知がありましたので情報提供させていただきます。

消費者庁が今年3月に、生しいたけの原産地表示の厳格化を決定、9月30日までの猶予期間が設けられていましたが、10月1日より正式に改正後のルールに沿った表示が求められることとなりました。

生産者側で新たな表示ルールに対応しておらず、流通・販売事業者が誤った産地表示をしたしいたけを販売した場合でも、食品表示法に基づく「指示等」の対象なることがあるとのことです。

会員の皆様におかれましては、別添パンフレット等を参考に、販売するしいたけの表示が適切なものになっているかの確認をいただければ幸いです。



事務連絡
令和4年9月27日

流通・市場等関係団体 各位

林野庁林政部経営課特用林産対策室
特用林産加工流通班担当課長補佐

生しいたけの原産地表示に係る留意事項について

日頃より、特用林産物の振興に格別のご理解とご協力を賜りお礼を申し上げます。

さて、本年3月30日に消費者庁が食品表示基準 Q&A を改正し、生しいたけの原産地については、植菌地を原産地として表示することとされたところです。

消費者への周知及び事業者の表示切り替えのため、本年9月30日までの猶予期間が設けられていますが、10月1日からは改正後のルールに則った表示が求められることとなります。

つきましては、販売時等に適切な表示が行われるよう、下記の留意事項について関係者の皆様へ周知いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 原産地の表示方法

原産地の表示については、消費者に原産地が明確に認識されるものとする必要があります。このため、事項目について、「植菌地」のみを表示することは、消費者が原産地を明確に認識できない恐れがあることからご注意ください。(別添参照)

既に植菌地のみの表示で包材を作成している生産者のしいたけを取り扱う場合は、POP表示で原産地が明確になるよう補足を行う等、消費者の誤認が生じないような対応を行うようにしてください。

また、採取地（収穫地）については、任意表示であり、義務表示ではありませんのでご注意ください。

2. 販売するしいたけの表示の確認

流通・販売事業者であっても、生産者側で新たな表示ルールに対応しておらず、誤った産地表示をしたしいたけを販売した場合、食品表示法に基づき指示等の対象となることがあります。このため、販売するしいたけの表示が適切なものになっているか確認を行うようにしてください。

3. 産直売り場等での取り扱い

近隣に菌床を生産している事業者がいない等の理由から、他の都道府県で製造（植菌）された

菌床を使用し生産・販売を行っている生産者から、「原産地表示ルールの変更により、原産地として地元都道府県名を表示することができなくなったため、従前と同様の生産方法を採用しているにもかかわらず、地元都道府県内の産直売り場等で取り扱ってもらえなくなった。」との声が寄せられています。

今回の改正により、植菌を行った場所を原産地として表示することとなりましたが、原産地（植菌地）が明確に認識され、全体として消費者に誤認を与えないような表示を行っていれば、原産地に併記して任意で採取地（収穫地）を表示することも可能となっています。産直売り場等での取扱いにつきましては、このような点も含めてご判断いただけますようお願いいたします。

（担当者）

林野庁特用林産対策室特用林産加工流通班
吉田、中川（03-6744-2289）

(別添) 原産地の表示方法

原産地の表示については、消費者に原産地が明確に認識されるものとする必要があります。
事項目について、植菌地のみを表示することは、消費者が原産地を明確に認識できない恐れがあること
からご注意ください。

原産地（植菌地）がA県で、採取地がB県である菌床生しいたけの表示例

【誤認を招く恐れのある表示例】

名 称 しいたけ
植菌地 A県
採取地 B県
栽培方法 菌床

「植菌地 A県」との表示で
は、消費者が原産地がA県
であると明確に認識できな
い恐れがあります

【原産地を明確に認識できる表示例】

名 称 しいたけ
原産地(植菌地) A県
採取地 B県
栽培方法 菌床

「採取地」は任意表示です。

A県産生しいたけ(菌床)

既に、植菌地のみでの表示で包材を作成してい
る場合は、POP表示で原産地が明確になるよ
う補足を行う等、消費者の誤認が生じないよ
うな対応を行うとともに、包材の切替え時等に適
切な表示への変更を行うようにしてください。

採取地を表示する際の留意点

- ・任意で「採取地」を表示する際は、「**原産地**」に隣接した箇所に表示
- ・表示に用いる文字について、「**原産地**」と同等程度の大きさで表示
- ・「採取地」を「収穫地」と言い換えることは可能
- ・「採取地」を「**栽培地**」と言い換えることは**不適切**